

高知くらしの護身術

153

カニの購入勧誘

強引な電話にNOを

(2009年12月15日掲載原稿)

突然、「蟹をかわないか」と電話がかかってきた。きっぱり断ったのにまた電話がかかってきて強引に購入を迫られたという相談が寄せられています。

今年の相談は「断って電話を切っても、その後再三電話をかけてきていることです。2度目の電話では「年金が入るだろう。どうして買わないのか」と言われ、「いいません」と断って電話を切っても、また、電話をかけてくる。最後には、「蟹を送るか」と一方的に言って電話を切る。といった手口です。

また、この他にも「注文された蟹を送る」との電話があったが注文はしていない。送ってきたらどうしたらいいか。といった相談も寄せられています

このように電話勧誘で蟹の購入を勧められた場合、購入意思がなければはっきりと「お断りします」と言って下さい。また、再度電話がかかってきた場合は業者の話を聞くことはありません。すぐに電話を切りましょう。

断った人に再勧誘することは法律で禁止されています。

それでも、蟹が送られてきたらお金を支払わずに受け取り拒否をしましょう。

もし、電話勧誘された時に「買います」と言った場合でも、三千元以上の蟹であれば、契約書面を受領した日を含めて8日間はクーリングオフ（無条件解約）ができます。（訪問販売、電話勧誘販売等不意打ち性のある勧誘方法の場合）ただし、3千円未満の現金取引は除外されますので注意して下さい。

トラブルにあった場合には消費生活センターかお住まいの市町村消費者行政担当課に相談しましょう。